

川崎市多摩川丸子橋河川敷における新たな利活用に向けた社会実験募集に関する質問・回答

令和2年4月10日現在

質問内容	回答
1 B B Q 機材のレンタルを企画しておりますが、二子新地の様に24時間の警備は必要でしょうか？	「川崎市多摩川丸子橋河川敷における新たな利活用に向けた社会実験 仕様書(以下、「仕様書」という。)」の8に示す運営方法を踏まえ、警備の必要性を検討し、ご提案ください。
2 ①②③のスペースはトラック等の車両の導入は可能でしょうか？	事業者として選定された場合、仕様書10(1)に示す視点から河川管理者との協議が必要となります。
3 B B Q 用品レンタルを行う場合に二子新地はリーススペースとなっておりますが、それ故お客様間のトラブルが絶えません。区画を区切った貸し出しは可能でしょうか？	仕様書8に示す運用方法を踏まえてご提案ください。
4 機材等を保管するハウス等の設置は可能でしょうか？	事業者として選定された場合、仕様書10(1)に示す視点から河川管理者との協議が必要となります。
5 飲食物の販売は可能でしょうか？	事業者として選定された場合、仕様書10(2)に示す視点から関係機関等との協議が必要となります。
6 ゴミの回収業者の車両は入れるようになりますでしょうか？	一時的な車両の搬入は可能ですので、運用方法を提案にお示しください。
7 対象区域内に流木が横たわっていたり雑草が伸びきっているようですが、整備の予定はありますか。また整備される場合は、コンクリート舗装とか芝生養生などどのように施されますか。	本市での整備予定はございませんが、整備された場合に実施可能な事業等がございましたら、本市の今後の検討資料として、その整備内容と事業概要を参考資料として添付いただくことは可能です。
8 河川敷にホームレスの方の住居らしきものがありますが、実験開始前までに行政側で退去等の段取りをとっていただけますか。	対象区域内については事業開始までに可能な限りの対応はいたします。
9 水上アクティビティ(カヌーやSUP等)や水中生物観察の為に多摩川に人が入水する事は可能ですか。	入水することは可能ですが、提案内容によっては河川管理者との協議が必要となる場合があります。
10 対象区域を指定するにあたり、事業の実施状況によっては対象区域①をメイン会場として、①②とか①②④、①②③④といった規模での提案をすることは可能ですか。	本社会実験では、複数の事業者が実験に参加していただけるよう、仕様書7に示すとおり①～③から複数選択することはできませんが、本市の今後の検討資料として、その事業概要を参考資料として添付いただくことは可能です。
11 イベント開催時に、対象区域とは別に事前に相談の上第1～3広場およびピクニック広場等を利用してのイベントを開催することは可能ですか。	当該施設の運用ルールに基づいて利用可能な場合がございますので、あわせてご提案ください。
12 対象区域内で利用できる水道水はありますか。また利用できる電源はありますか。電源がない場合は、実験期間中電源を引き込んだり発電機を設置することは可能ですか。	対象区域内に水道水はございません。河川敷利用者共用の水道をご利用いただけますが、利用する場合一般利用者に配慮した利用方法を提案してください。また、電源については河川敷区域には無く、引き込みもできませんので、仕様書10(2)に示す視点から関係機関等との協議が必要となりますが、発電機等その他の電源利用による提案内容としてください。
13 電源を利用した夜間照明の利用に制限はありますか。	夜間の河川敷利用につきましては、本社会実験の趣旨を十分ご理解いただき、周辺環境に配慮した内容とするともに、仕様書8(2)(3)(4)の視点を十分に踏まえてご提案ください。
14 実施期間中、常設のテントを設置したり、荷物保管庫などの設置はできますか。	事業者として選定された場合、仕様書10(1)に示す視点から河川管理者との協議が必要となります。
15 キャンプなどの宿泊を伴う河川敷の利用は可能ですか。	宿泊を伴うご提案につきましては、仕様書10(2)に示す視点から関係機関等との協議が必要となります。
16 イベント企画時、周辺地域への配慮した上でスピーカー等音響機器の利用は可能ですか。	本社会実験の趣旨を十分ご理解いただき、周辺環境に配慮した内容とするともに、仕様書8(2)(3)(4)の視点を十分に踏まえてご提案ください。
17 駐車場の利用について、出入庫時間の制限や夜間利用の制限などはありますか。	駐車場の出入庫につきましては、原則として、年末年始(12月29日から1月4日)を除く土、日、祝日、振替休日10月末日までは午前6時～午後6時30分、11月は午前6時～午後4時30分、1回500円となりますが、これ以外の運用が必要な場合はあわせてご提案ください。
18 対象区域内に花などの植栽などを行うことは可能ですか。	河川敷に直接植栽などを行うことはできません。また、プランターなどの利用は可能ですが、逸出の恐れがある外来種等の持ち込みはできません。
19 昨年までは河川敷に仮設トイレがあったようですが、社会実験期間中もありますか。	市が仮設トイレを設置することはございません。事業実施にあたって必要な場合はあわせてご提案ください。対象区域外の河川敷利用者共用の簡易水洗トイレが利用できますが、一般利用者に配慮してください。(「丸子橋周辺トイレ、水道位置図」参照)
20 「業務の一部について、他社に委託する際は、事前に川崎市の承諾を受けることとする」とありますが、一部の業務を実験期間中委託ということも可能ですか。	市と協議を行い、認められたものについては委託することも可能です。
21 共用駐車場(約300台)の運営概要をお聞かせいただけます(営業時間、営業曜日、利用料、その他制限事項など)	当該駐車場の運営は公益財団法人川崎市公園緑地協会に委託しております。運営概要は、原則として、年末年始(12月29日から1月4日)を除く土、日、祝日、振替休日10月末日までは午前6時～午後6時30分、11月は午前6時～午後4時30分、1回500円となりますが、これ以外の運用が必要な場合はあわせてご提案ください。
22 共用駐車場～区域名(2)川寄り新設護岸部までの動線について、丸子橋第2広場と区域名(1)の間のスペースの通り抜けは可能か、お聞かせいただきたいです。(通り抜けができない場合、共用駐車場→駐車場通路→丸子橋下と、歩行者の動線が大きく遠回りになることを危惧しております)	丸子橋第2広場と①の間のスペースの通り抜けによる資材搬入は可能です。
23 区域名(1)～(4)において、「電気」の敷設可能性について、可能な範囲でご教授いただけないでしょうか？	電気については河川敷区域には無く、引き込みもできませんので、仕様書10(2)に示す視点から関係機関等との協議が必要となりますが、発電機等その他の利用が必要となります。また、照明をお使いになるご提案の場合は、本社会実験の趣旨を十分ご理解いただき、周辺環境に配慮した内容とするともに、仕様書8(2)(3)(4)の視点を十分に踏まえてご提案ください。
24 区域名(1)～(4)において、「上水」の敷設可能性について、可能な範囲でご教授いただけないでしょうか？	本社会実験では、河川敷の改変を伴う上水の敷設はできません。期間内に原形復旧可能なご提案については、事業者として選定された場合、仕様書10(1)に示す視点から河川管理者との協議が必要となります。河川敷利用者共用の水道をご利用いただけますが、利用する場合一般利用者に配慮した利用方法を提案してください。
25 区域名(1)～(4)において、「浄化槽」の敷設可能性について、可能な範囲でご教授いただけないでしょうか？	本社会実験では、河川敷の改変を伴う浄化槽の敷設はできません。期間内に原形復旧可能なご提案については、事業者として選定された場合、仕様書10(1)に示す視点から河川管理者との協議が必要となります。
26 【区域②、③、④において】 ・ 焚き火台を活用しての焚き火は可能でしょうか。 ・ 近接するトイレと水道の詳細な位置はどこでしょうか。また、水道は飲用や調理利用は可能でしょうか。 ・ 区域②か③において釣りをすることは可能でしょうか。 ・ 区域内におけるキッチンカーの乗り入れ、販売は可能でしょうか。また、酒類、食品の販売は可能でしょうか。 ・ イベントにご協力頂ける、市内の飲食店をご紹介いただくことは可能でしょうか。	・ 直火を除く火気の使用は④ではできません。②③で使用する場合は、仕様書10(2)に示す視点から関係機関等との協議が必要となります。 ・ トイレと水道の位置については、「丸子橋周辺トイレ、水道位置図」を参照してください。水道水の飲用は可能ですが、既存の水道箇所での調理はできません。対象区域内で、期間内に原形復旧可能なご提案については、事業者として選定された場合、仕様書10(1)に示す視点から河川管理者との協議が必要となります。 ・ 釣りにつきましては、神奈川県及び東京都の内水面に関する規則を踏まえてご検討ください。 ・ 飲用や調理利用及びキッチンカーの乗り入れ、販売、酒類・食品の販売については、仕様書10(2)に示す視点から関係機関等との協議が必要となります。 ・ 市内の飲食店のご紹介につきましては、仕様書11(2)に示す視点を踏まえ、提案内容に応じて検討いたします。
27 【護岸工事について】 ・ 護岸工事後、区域④から区域①②③のエリアに向かって通路等の動線を整備する予定はありますでしょうか。 ・ 区域②の護岸は、定期的な船の運航など何か活用される予定はありますでしょうか。 護岸への立ち入り制限など、企画実施時に考慮する必要はありますでしょうか。	・ 通路等の整備予定はございません。 ・ 新設護岸につきましてはイベント等での活用が想定されております。今後の利活用につきましては、本社会実験で活用された事業内容を踏まえて検討を行う予定です。 ・ 護岸は河川敷同様、原則自由使用となります。
28 【ミズベリングについて】 ・ 当案件はミズベリングプロジェクトと関係していますでしょうか。 ・ 関係していない場合、ロゴを使用したり等、ミズベリング活動の一環としてイベントを実施することは問題ないでしょうか。	・ 本社会実験は本市がミズベリングプロジェクトとして実施するものではありません。 ・ ロゴの使用等ミズベリングに関する内容につきましては、ミズベリング事務局にお問い合わせください。
29 納税証明書(その1、その2、その3)直近3事業年度分について、その1と、その2は、税目が選択出来るのですが、税目については全て必要でしょうか。法人税のみ、法人税と消費税、全てなど、どの分が必要でしょうか。	納税証明書の税目について、その1は「法人税」と「消費税及び地方消費税」、その2は「法人税」をご提出ください。
30 第6号様式において、図面作成の為に各辺の長さを教えて頂けないでしょうか。	スケールを記載した「丸子橋周辺現況平面図」をホームページに掲載しました。
31 ・河川敷利用のガイドラインがあれば教えて欲しい。	ガイドラインとして定められたものはございませんが、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所ホームページに掲載されている各種計画及び川の利用案内をご確認ください。
32 ・ゴミが出た場合の回収方法で廃棄業者に取りに来てもらう事は可能ですか。	一時的な車両の搬入は可能ですので、運用方法を提案にお示しください。
33 ・営業時間の規制はあるのですか。	特に規制を設けてはおりませんが、本社会実験の趣旨を十分ご理解いただき、周辺環境に配慮した時間設定とするともに、仕様書8(2)(3)(4)の視点を十分に踏まえてご提案ください。してください。
34 ・水場は出来るのでしょうか。	水場を市が整備する予定はありません。対象区域内に水道水はございません。河川敷利用者共用の水道をご利用いただけますが、利用する場合一般利用者に配慮した利用方法を提案してください。
35 ・トイレはサイクリングロード付近しかないのですか。または仮設トイレを設置可能ですか	トイレの位置については、「丸子橋周辺トイレ、水道位置図」を参照してください。仮設トイレの設置につきましては、事業者として選定された場合、仕様書10(1)に示す視点から河川管理者との協議が必要となります。
36 ・多摩川を利用する際は漁業組合とは調整が必要ですか。	神奈川県及び東京都の内水面に関する規則に関する内容が提案に含まれる場合は、調整が必要となる場合があります。
37 ・音響機器の使用は可能でしょうか。	本社会実験の趣旨を十分ご理解いただき、周辺環境に配慮した内容とするともに、仕様書8(2)(3)(4)の視点を十分に踏まえてご提案ください。
38 ・新型コロナの影響で社会実験はあるのでしょうか。	現時点では、民間活用の社会実験実施に向けて準備を進めておりますが、今後の状況によっては実施内容の見直しを行う場合がございますので、ご了承ください。
39 ・不特定多数の来場があるイベントは控えた方がよろしいですか。	今後の状況によっては実施内容の見直しを行う場合がございますが、本社会実験の趣旨を踏まえ、平常時を想定してご提案ください。